

○広島県調理師等研修資金貸付規則

平成二十六年四月一日規則第三十二号

広島県調理師等研修資金貸付規則をここに公布する。

広島県調理師等研修資金貸付規則

(目的)

第一条 県は、県内において優秀な調理師等の育成を図るため、料理店等において調理技術を習得する者に対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において、研修のために必要な資金の貸付けを行う。

(定義)

第二条 この規則において「調理師等」とは、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第二条に規定する者又はこれと同等の知識及び技能を有すると知事が認める者をいう。

2 この規則において「料理店等」とは、営業として設備を設けて多数人に対して飲食物を調理して供与する施設をいう。

3 この規則において「研修先料理店等」とは、調理技術の向上に資すると知事が認める料理店等をいう。

4 この規則において「研修課程」とは、研修先料理店等において調理技術を向上させるための研修の課程をいう。

(資金借受者の資格)

第三条 第一条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者でなければならない。

一 調理師等であって、優れた調理技術を有するものとして知事が認めたものであること。

二 将来、県内の料理店等に就業（開業を含む。以下同じ。）しようとする者であること。

三 第八条第三項の規定による資金の貸付けの決定を受けた年度の四月一日現在において三十五歳未満の者であること。

四 日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者であること。

五 料理店等における実務経験を二年以上有する者であること。

六 他の同種の奨学金等を受給していない者であること。

七 過去に資金の貸付けを受けたことがない者であること。

(資金の貸付期間、額及び利子等)

第四条 資金の貸付けは、研修課程を受講する日の属する月から当該研修課程を修了した日の属す

る月までの期間又は三年間のいずれか短い期間（以下「貸付期間」という。）において、研修先での滞在に要する費用（居所の移転及び帰住に要する旅費を含む。）のうち知事が認めるもの及び研修先料理店等に対して研修課程を受講するために支出する費用の額の合計額を当該貸付期間の月数で除して得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は月額二十万円のいずれか低い額を限度として行うものとする。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

2 資金は、無利子とする。

3 資金は、研修生（第八条第三項の規定による資金の貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）に六月分ずつその六月の最初の月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（研修生の募集）

第五条 知事は、資金の貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、資金の貸付対象者、貸付期間、貸付申請の受付期間その他の必要な事項を記載した募集要項を作成して募集するものとする。

（資金の貸付申請）

第六条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、前条の募集要項に記載した受付期間内に知事に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による応募理由書

二 住民票の写し

三 健康診断書

四 その他知事が必要と認める書類

（保証人）

第七条 希望者は、二人以上の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、希望者と連帯して資金の返還の債務を負担するものとする。

（資金の貸付けの内定等）

第八条 知事は、第六条の規定により提出された書類を審査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、資金を貸し付けるかどうかを内定する。この場合において、当該内定は、別記様式第三号による通知書を希望者に交付することにより行うものとする。

2 前項の規定により内定を受けた希望者（以下「内定者」という。）は、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 一 研修課程を受講することを証する書類
 - 二 別記様式第四号による誓約書
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、資金を貸し付けること、貸し付ける資金の額等を決定し、その旨を別記様式第五号による通知書により内定者に通知するものとする。

(資金の貸付けの中止)

第九条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資金の貸付けを中止するものとする。

- 一 修了の見込みがなくなったとき。
 - 二 第三条各号の要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったとき。
 - 三 その他資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により資金の貸付けを中止したときは、その旨を別記様式第六号による通知書により研修生に通知するものとする。

(資金の貸付けの一時停止)

第十条 知事は、研修生が研修課程の受講を休止したときは、当該研修生に対する資金の貸付けを一時停止するものとする。

- 2 知事は、前項の場合のほか、研修生の性行が不良となったと認められる場合において、その改善の見込みがあると認められるときは、当該研修生に対する資金の貸付けを一時停止することがある。
- 3 知事は、前二項の規定により資金の貸付けを一時停止することを決定したときは、その旨を別記様式第六号による通知書により研修生に通知するものとする。
- 4 第一項又は第二項の規定により資金の貸付けを一時停止する期間は、第一項の場合にあっては研修課程の受講を休止した日の属する月の翌月から研修課程の受講を再開した日の属する月まで、第二項の場合にあっては前項の規定によって知事が資金の貸付けの一時停止を通知した日の属する月の翌月から知事が研修生の性行が改善されたと認めて当該研修生に対し資金の貸付けの停止を解除する旨を通知した日の属する月までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、研修課程の受講を休止した日と当該研修課程の受講を再開した日が同一の月に属するときの資金の貸付けを一時停止する期間は当該研修課程の受講を休止した日の属する月の翌月とし、研修生の性行が不良となったと認めて資金の一時停止を通知した日と当該研修生の性行が改善されたと認めて資金の停止の解除を通知した日が同一の月に属するときの資

金の貸付けを一時停止する期間は当該研修生の性行が不良となったと認めて資金の一時停止を通知した日の属する月の翌月とする。

6 知事は、第四項の規定による資金の貸付けを一時停止する期間が第一項の場合にあっては二年、第二項の場合にあっては一年をそれぞれ超えるときは、資金の貸付けを中止することがある。

7 前条第二項の規定は、前項の規定によって資金の貸付けを中止した場合について準用する。

(資金の辞退)

第十一条 研修生は、いつでも別記様式第七号による申出書を知事に提出して、資金の辞退を申し出ることができる。

(資金の返還)

第十二条 資金は、貸付期間が満了した月の翌月又は第九条第一項若しくは第十条第六項の規定により資金の貸付けが中止された月の翌月若しくは前条の規定により資金の貸付けを辞退したことにより資金を貸し付けられなくなった月の翌月から一年間据え置くものとする。

2 研修生は、貸付けを受けた資金について、前項の規定による据置期間経過後一月以内に、貸付けを受けた資金全額を返還しなければならない。

3 前二項の規定は、資金の返還の期日（以下「返還期日」という。）前に資金を返還することを妨げるものではない。

(資金の返還の猶予)

第十三条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、資金の返還を猶予するものとする。

一 第十四条第一項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるとき。 県内の料理店等に就業している期間が八年に達するまでの期間

二 第十四条第一項第一号に掲げる要件を満たすことができない場合であって、やむを得ない理由があると知事が認めるとき。 知事が指定する期間

三 第十条第六項の規定により資金の貸付けを中止され、又は第十一条の規定により資金の貸付けを辞退した後、引き続き研修課程に在籍しているとき。 研修課程に在籍している期間

四 前各号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により資金の返還が困難となったとき。 知事が指定する期間

2 前項の規定により資金の返還の猶予を受けようとする者は、別記様式第八号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定に該当することにより資金の返還の猶予を受けようとする者は、

前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。

- 4 第一項の規定により資金の返還の猶予の承認を受けた申請の内容を変更しようとする者は、別記様式第九号による変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により申請の内容を変更しようとする者について準用する。

(資金の返還の免除)

第十四条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部を免除するものとする。

- 一 研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間のうち八年以上、県内の料理店等に就業していたとき。
 - 二 研修課程に在籍中死亡し、又は重度の障害の程度に至る心身の故障のため研修課程の受講を中止したとき。
 - 三 研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に、県内の料理店等に就業中に当該料理店等の業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のため当該料理店等に就業することができなくなったとき。
- 2 知事は、研修生が、研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に死亡し、又は心身の故障のため県内の料理店等に就業することができなくなった場合であつて、前項第三号に該当しないときは、資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがある。
 - 3 知事は、研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間のうちで、県内の料理店等に就業しなかった期間が一年を超える場合であつて、当該超えるまでに、県内の料理店等に就業していた期間が四年以上あるときは、資金の返還の債務の一部を免除するものとする。
- 4 前二項の規定によって資金の返還の債務を免除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、特別の事情があると知事が認めたときは、この限りでない。
 - 一 第二項に該当するとき（死亡又は心身の故障のうち重度障害に限る。）。返還する債務の全額
 - 二 第二項に該当するとき（死亡又は心身の故障のうち重度障害を除く。）又は前項に該当するとき。貸付けを受けた資金の総額に、県内の料理店等に就業していた月数のうち四年を超えて就業していた月数を四十八で除して得た数（その額に小数点以下第二位未満の端数がある場

合は、これを切り捨てた数) を乗じて得た額

5 第一項第一号、第三項又は前項第二号の規定により県内の料理店等に就業していた期間を算定する場合は、次に定めるところによるものとする。

一 県内の料理店等に就業していた期間に一月未満の端数が生じる場合の当該端数の期間は、県内の料理店等に就業していた期間に算入しないものとする。

二 複数の県内の料理店等に就業していた場合であって、一月に満たない就業期間が二以上ある場合は、当該一月に満たない期間を合算するものとし、当該合算した期間の計算については、三十日をもって一月とするものとする。

三 県内の料理店等に就業中、当該料理店等の業務上の理由により負傷し、又は疾病にかかったため、当該業務に従事できなかった期間については、県内の料理店等に就業していた期間とみなして、当該期間に算入するものとする。

6 研修生又はその相続人は、第一項から第三項までの規定により資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、別記様式第十号による申請書及び別記様式第十一号による就業証明書（第一項第二号に該当する場合にあっては、研修課程の受講を中止した証明書）に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第一項第二号又は第二項に該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書

二 第一項第三号に該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書並びに当該死亡又は心身の故障が県内の料理店等の業務上の理由によることを証する書類
(借用証書の提出)

第十五条 研修生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、別記様式第十二号による借用証書を知事に提出しなければならない。

一 第四条第一項の規定による資金の貸付期間が満了したとき。

二 第九条第二項（第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの中止の通知を受けたとき。

三 第十一条の規定により資金の貸付けを辞退したとき。

(異動の届出)

第十六条 研修生は、次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還を完了し、又は第十四条の規定により資金の返還の債務の免除を受けるまで、別記様式第十三号による異動届に届出をしようとする事項を証する書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 研修課程の受講を中止し、若しくは修了し、又は研修課程の受講を再開したとき。
 - 三 研修課程の受講に関し、その継続に著しい支障が生じるおそれがある指導等を受けたとき。
 - 四 県内の料理店等に就業し、若しくは退職し、又は廃業したとき。
 - 五 保証人の氏名若しくは住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称若しくは所在地又は代表者の氏名）に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 県内の料理店等に就業している研修生は、資金の返還を完了し、又は資金の全額について返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における就業の状況を同月二十日までに別記様式第十四号による報告書により知事に報告しなければならない。

（死亡届）

第十七条 研修生が資金の返還完了前に死亡したときは、保証人は、別記様式第十五号による死亡届に死亡診断書を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

（延滞金）

第十八条 研修生は、正当な理由がなく、返還期日までに資金を返還しない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年十四・五パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別記

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条・第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第17条関係)